

九州陶磁文化館のデスティネーション化・文化観光ハブ拠点化に伴う  
基本計画・展示基本設計・文化観光ハブ拠点機能追加施工業務委託仕様書

## 1. 目的

本事業は、世界に誇る本物の陶磁器文化を核に、文化への関心が高いインバウンド旅行者を惹きつけ、地域との交流を促進することで、新たな文化が生まれる世界レベルの文化観光エリアを目指す「世界の文化創造拠点 ARITAプロジェクト」の一環として実施するものである。

佐賀県立九州陶磁文化館については、インバウンド観光客のデスティネーションとしての展示の魅力増幅や、文化観光ハブ機能の付加を図る必要がある。そこで、別紙「世界の文化創造拠点 ARITAプロジェクト」－九州陶磁文化館改修に係る基本方針－に基づき、施設全体の改修基本計画及び基本設計を行うとともに、エントランス部に設置予定のコンシェルジュカウンターについては、先行して施工を実施することを目的とする。

なお、コンシェルジュカウンター以外の施工については、令和9年度以降に詳細設計付の施工業務を実施予定である。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

九州陶磁文化館のデスティネーション化・文化観光ハブ拠点化に伴う基本計画・展示基本設計・文化観光ハブ拠点機能追加施工業務委託

### (2) 業務履行期間

契約日から令和9年3月16日（火）まで

### (3) 業務場所

佐賀県立九州陶磁文化館（佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100-1）

エントランスホール、第3～5展示室、その他館内で必要とされる範囲

（別紙「世界の文化創造拠点 ARITAプロジェクト」－九州陶磁文化館改修に係る基本方針－参照）

## 3. 業務内容

### (1) 基本計画

ア. 拠点化に向けた検討

- ・拠点化に向けた改修のコンセプトを検討
- ・課題の抽出
- ・改修範囲の特定と改修方針の検討
- ・改修後の導線計画、ゾーニングの作成

#### イ. エントランスロビー、第3、第4、第5展示室の展示・情報発信機能改修計画

- ・展示・情報発信コンセプトの検討
- ・展示・情報発信シナリオの検討
- ・展示・情報発信手法の検討
- ・展示・情報発信イメージ（図）の作成
- ・展示・情報発信レイアウトの検討

※「世界の文化創造拠点 ARITAプロジェクト」－九州陶磁文化館改修に係る基本方針－に基づき実施すること、

※エントランスロビーは、コンシェルジュカウンターの設置、サイネージ、LANケーブル、電話配線工事を含む。

※エントランスロビーのモニター・サイネージは、既存の動画コンテンツを放映できること。また、タッチパネル操作に対応し、画像表示、WEB閲覧・検索、パソコン相当の操作が可能であること。なお、導入機器上において、今後別事業で整備予定のデジタルアーカイブの活用・連携を念頭にしていることから、拡張性の高い機器（ソフトウェア搭載、外部システムとの連携、AI技術導入等が可能なもの）を想定しており、導入に際しては事前に県と協議すること。

#### ウ. 事業費の算出及び工程表の作成

- ・施設整備全体のイニシャル及びランニングコストの算出
- ・令和8年度及び令和9年度以降の工程表の作成
- ・令和8年9月末までに事業費の概算を算出

#### エ. その他留意点

- ・佐賀県、ARITAプロジェクトの地域コーディネーター及び展示アドバイザーの意向を基本計画に反映させるため、業務期間中会議を適宜開催すること。
- ・計画に必要な関係機関との調整会議など必要に応じて行うこと。

#### オ. 成果物

(ア) 基本計画（概要版）	3部
(イ) 基本計画報告書	3部
(ウ) 整備事業費概算	1部

- (エ) 工程表 1部  
(オ) 打合せ記録及び参考資料 一式  
(カ) 上記(ア)～(オ)の電子データ 1部

(2) 基本設計図の作成

基本計画を基に、以下の基本設計を行う。ただし、エントランス部については、先行して、令和8年度中に施工を実施することから、12月末までに施工が可能な詳細設計まで実施すること。

- ア. 平面図・展開図  
イ. 展示造作図  
ウ. 造形計画図(必要に応じて)  
エ. 情報提供計画図  
オ. 映像音響・情報システム  
カ. 映像音響・情報コンテンツ  
キ. 照明計画  
ク. 備品計画  
ケ. イメージパース、コーナースケッチ  
コ. エントランス部詳細設計及び仮設計画  
サ. 概略工程計画  
シ. 施工費及び維持費概算  
ス. 成果物

(ア) 基本設計概要書 3部

(イ) 基本設計図 3部

※エントランス部については詳細設計図

(ウ) 制作・設置概算書 1部

(エ) 概略工程計画書 1部

(オ) 打合せ記録及び参考資料 一式

(カ) 上記(ア)～(オ)の電子データ 1部

《基本設計時の留意点》

- ・安全面及び衛生面、バリアフリーに配慮すること。
- ・来館者の知的・文化的好奇心を刺激するものを設計すること。
- ・新たな展示装置の設置に加え、既存の展示物の活用及び変更等も考慮した編成を図ること。

- ・ エントランス部については先行して施工まで実施するため、施工期間中も開館することを前提に、仮設計画を立案すること。
- ・ 展示室の改修については、展示資料にき損や劣化の懸念が生じないように、展示中及び展示作業における安全性についても考慮して計画・設計を行うこと。

### (3) エントランス部の施工

前述(2)コ、エントランス部詳細設計及び仮設計画を作成し、以下の通り施工すること。

#### ア. 現場管理

本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表している基準を準用し、受託者の責任において履行するものとする。ただし、より優れた技術等により業務を行う場合は、佐賀県と協議の上、当該基準によらないことができる。

#### イ. 担当職員の立会い等

アの基準により、必要に応じて佐賀県の立会い、承諾、協議、報告、検査を受けること。特に隠蔽箇所、足場等の必要な箇所については、必ず佐賀県の立会いを求め、確認を行うこと。

#### ウ. 消防計画

アの基準により、必要に応じて佐賀県の立会い、承諾、協議、報告、検査を受けること。特に隠蔽箇所、足場等の必要な箇所については、必ず佐賀県の立会作業における消防計画書等の書類作成と手続きを行うとともに、計画に基づき安全面に十分配慮した作業を行うこと。

#### エ. 清掃

作業後は、不要物・残材等を撤去し、清掃を十分に行うこと。

#### オ. 作業時間

作業時間は原則開館日の9時から17時までとし、来館者の動線を確保しながら実施すること。また、火気類を使用したり、休館日に作業する必要が生じたり、館内での改修工事の実施に伴い作業日時に制限が生ずる場合等については、別途佐賀県と協議の上、承認を得て、作業時間を決定すること。

#### カ. 関係法令の遵守

本業務の履行に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図ること。

#### キ. 提出物

- ・ 完了届 1部

- ・竣工図書 紙ベースのファイル 3部  
電子データ（CD-R 又は DVD-R）3部
- ・工程写真
- ・その他委託者が必要と認めるもの

#### 4. その他

- (1) 本事業は、文化庁補助金「令和8年度 本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）」を活用するため、当該事業事務局との面談や指示、精算にかかる証拠書類の提出等、本仕様書に定めがない事項等も含め、適切に対応すること。

参照：令和8年度 本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/94323802.html>

特に、公募要領中 P.4 「II 補助事業の対象範囲 2 各費目における単価上限、補助対象外経費等」について目を通しておくこと。

- (2) 業務の実施にあっては、佐賀県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る佐賀県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (3) 事業実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、佐賀県へ提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、佐賀県と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- (6) 本事業にかかる支払は、全て事業期間内に完了すること。
- (7) 本事業に係る帳簿及び証拠書類について、事業の終了する日が属する年度終了後5年間（令和14年3月31日まで）は、佐賀県からの求めに応じ、いつでも閲覧に供せるよう適切に保存しておくこと。
- (8) 契約不適合責任は、引渡し完了の日から1年間とする。但し、基本的な設計・施工及び据付け・施工に関わる不具合・故障等が発生した場合は、この限りではない。
- (9) 受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県はこれら

の制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は佐賀県に対して著作権人格権を行使しないものとするを原則とする。但し、制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用することとし、佐賀県が該当する素材を二次利用する場合には受託者と協議することとする。